

教育委員会 1月定例会会議録（要旨）

招 集 月 日	令和4年1月20日（木）	
招 集 場 所	瀬戸市学校給食センター 会議室	
教 育 長	横山 彰	
出 席 委 員	委 員 中根 志保	委 員 青山 貴彦
	委 員 田中 直美	委 員 竹川 典子
	委 員 加藤 千春	
欠 席 委 員	委 員 小澤 慎太郎	
議案説明のため に出席した職員	教 育 部 長	松崎 太郎
	教 育 政 策 課 長	谷口 墾
	学 校 教 育 課 長	此下 明雄
	学 校 教 育 課 主 幹	長谷川 武宏
	学 校 教 育 課 主 幹	加藤 都志雄
	図 書 館 長	吉村 きみ
	まちづくり協働課長	中島 宗仁
	文 化 課 長	井上 紀和
	ス ポ ー ツ 課 長	田口 浩一
書 記	教育政策課課長補佐兼企画係長	吉川 僚
	教育政策課企画係	梅原 明江
傍 聽 人 数	0名	
開 会 時 刻	午後1時45分	
閉 会 時 刻	午後2時37分	
議 題		可否
1 報 告	(1) 催物の後援・推薦に係る審査結果報告について (2) 催物の後援・推薦に係る実績報告について (3) 令和3年12月情報公開請求について (4) 「第14回N I H O N G Oスピーチコンテスト」結果について (5) 「せと歴！江戸と昭和の登窓を見に行こう」について	
2 議 案		
第2号議案	瀬戸市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について	可
第3号議案	瀬戸市教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則について	可
第4号議案	令和4年度全国学力・学習状況調査の参加について	可
第5号議案	令和3年11月請願について	可
第6号議案	令和3年10月請願について	不採択
第7号議案	令和3年10月請願について	不採択
第8号議案	令和4年度県費負担教職員たる校長及び教頭の任免の候補者（案）について	可

	<p>開会 午後1時45分</p>
教 育 長	<p>ただいまから、令和4年1月定例会を開催します。</p> <p>12月教育委員会定例会会議録（要旨）の承認を受けた。</p> <p>1 報 告</p> <p>(1) 催物の後援・推薦に係る審査結果報告について (2) 催物の後援・推薦に係る実績報告について 教育政策課長から、審査結果報告書に基づき、「2021年度愛知県アンサンブルコンテスト（高等学校の部）東尾張地区大会」をはじめ、6件について催物の審査結果を報告。 併せて、実績報告書に基づき、「第22回 創生社展」をはじめ、12件の催物の実績について報告。</p> <p>(3) 令和3年12月情報公開請求について 教育政策課長から、資料に基づき報告。</p> <p>(4) 「第14回N I HONGOスピーチコンテスト」結果について まちづくり協働課長から、資料に基づき報告。</p> <p>(5) 「せと歴！江戸と昭和の登窓を見に行こう」について 文化課長から、資料に基づき報告。</p> <p>2 議 案</p> <p>第2号議案 濑戸市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について 教育政策課長から、資料に基づき説明。</p> <p>ご意見、ご質問はございませんか。ないようであれば採決を行います。 第2号議案について、原案どおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>異議なし。（全員挙手）</p> <p>＜審議の結果、原案どおり承認する＞</p> <p>第3号議案 濑戸市教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則について 教育政策課長から、資料に基づき説明。</p> <p>教育機関というのは、学校も教育機関に含まれるのですか。瀬戸市教育機関の職員というのは、学校の事務職員さんが該当するのでしょうか。職員の名簿を以前いただいたときに、事務職員で主任という職名の方が何人かおられたので、その方と、今回設置する主任というのは同一なのか違うのか、違うとすればどう違うのかそこを教えていただきたいです。</p> <p>教 育 部 長</p> <p>学校事務員さんは県の職員ですので、今回の瀬戸市の教育機関の職員とは違うということで、ご理解いただければと思います。ここで言う教育機関というのは、図</p>

	書館でしたり公民館等の場所です。どれくらいの年次層がこの主任の扱いになるかということなんですが、だいたい係長前を想定していると人事の方からは回答がありました。
加藤千春委員 教育部長	端的に言うと図書館とか教育委員会所管の部署ということですか。
加藤千春委員 教育政策課長	今ご指摘いただきましたとおり、教育委員会所管の部署とご理解いただければと思います。
中根志保委員 教 育 長	瀬戸市所管の部署には、従来主任という言葉がなかったのだけれど、主事と主査の間に主任という職を置くということでよろしいですか。
教 育 長	主事と係長の間です。
	今のお答えのとおりだと思いますが、そもそも今回の規則の第2条で教育機関とはというところに学校も含まれておりますが、そもそも第1条でこの規則は教育委員会の所管に属する教育委員会の職員の設置に関し必要な事項を定めるとなっておりますので、それで先ほどのご説明のとおりかと存じます。
	他にご意見、ご質問はございませんか。ないようであれば採決を行います。 第3号議案について、原案どおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。
	異議なし。（全員挙手）
	＜審議の結果、原案どおり承認する＞
	第4号議案 令和4年度全国学力・学習状況調査の参加について 学校教育課長から、資料に基づき説明。
教 育 長	ご意見、ご質問はございませんか。ないようであれば採決を行います。 第4号議案について、原案どおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。
	異議なし。（全員挙手）
	＜審議の結果、原案どおり承認する＞
	第5号議案 令和3年1月請願について 教育政策課長から、資料に基づき説明。
中根志保委員 教 育 政 策 課 長	他市町の各教育委員会会議規則の状況について、どのようにになっているのか教えてください。
	はい。愛日地方教育事務協議会管内における各教育委員会会議規則において、「請願者等が事情を述べることができる」旨の記載がございますのは、11市町中、小牧市・日進市・長久手市など6つの市となっております。また、一宮市・犬山市のほか、名古屋市・愛知県においても記載されております。

中根志保委員	まずは意見ですが、本請願の理由については、賛同できるものでございます。請願内容について否定すべき点も見当たらないと考えます。その上で瀬戸市議会の取り扱いとの整合性なども考慮する必要があると思いますが、市議会ではどのような扱いになっているのか教えてください。
教育政策課長	はい。瀬戸市議会におきましては、「本市議会請願及び陳情取扱要綱」に基づき、請願者が希望した場合、請願が審査される常任委員会において請願の趣旨説明を行うことができることとなっております。
教 育 長	ご意見、ご質問はございませんか。ないようであれば採決を行います。本請願を採択することに賛成の方は挙手をお願いします。
	異議なし。（全員挙手）
	<審議の結果、採択>
教 育 長	担当課は速やかに事務を進めてください。
	第6号議案 令和3年10月請願について 学校教育課長から、資料に基づき説明。
竹川典子委員	質問ですが、全教職員のうち、80時間を超える超過勤務をされている教職員はどの程度いらっしゃいますか。
学校教育課長	直近の11月、12月の月80時間を超える時間外の在校時間の状況についてですが、11月は693人中39人で5.6%、12月は692人中32人で4.6%となっております。
竹川典子委員	超過勤務について学校管理規則に規定されてからの取り組みと、人数や時間の推移はいかがでしょうか。
学校教育課長	取り組みとしては、学校管理システムの導入、校務支援ソフトの活用や行事・出張の精選を継続して行っております。人数や時間については、具体的な数値としてはこの場でお答えできませんが、いずれも減少しております。 今後も引き続き、新たに導入されたタブレット端末をはじめICT機器の活用等により時間外の在校時間の削減につながるような取り組みを進めていきたいと考えております。
竹川典子委員	超過勤務が多い教職員に対しては、校長先生はどのような対応をしているのか教えてください。
学校教育課長	該当する教職員に対しては、面談等を行い、時間外の在校時間が長くなっている理由の把握や業務にあたってのアドバイス、疲労が認められる教職員には、医師による健康相談や面接指導が受けられるよう、積極的に声掛けを行っているところであります。
竹川典子委員	ありがとうございました。月80時間を超えるような勤務は適切ではないと思い

	<p>ます。引き続き、業務改善を進めるなど超過勤務削減に努めていただきたいと思います。ただ、請願にある校長先生の処分については、教職員の働き方改革に取り組んでいる中で、超過勤務についても減少傾向にあることから、校長先生を処分するような案件ではないと思います。</p>
教 育 長	<p>他にご意見、ご質問はございませんか。ないようであれば採決を行います。本請願を採択することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">挙手なし。</p> <p style="text-align: center;"><審議の結果、不採択></p>
教 育 長 次に「第7号議案 令和3年10月請願について」でございますが、請願に教育長に係る内容がございますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項に基づき、私、教育長は一時退席とさせていただきます。	
中 根 志 保 委 員	<p>それでは本請願につきましては、教育長職務代理者として、私が進行をさせていただきます。「第7号議案 令和3年10月請願について」、ご説明をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">第7号議案 令和3年10月請願について 学校教育課長から、資料に基づき説明。</p>
加 藤 千 春 委 員	<p>請願内容として「審査請求について審査会に諮問すること」となっておりますが、審査請求から諮問に至るまでの手続きの流れについて教えていただきたいと思います。</p>
学 校 教 育 課 長	<p>一般的な手続きの流れをご説明しますと、審査請求書を受理しましたら、決定処分の理由等を記載した弁明書を作成し、審査請求人へ送付します。この弁明に対して審査請求人から反論書が提出され、審査請求人からの求めがあれば後日、対面・口頭での意見陳述を行います。この後、外部有識者等で構成する瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会へ諮問をし、同審査会からの答申、そして裁決という流れになっております。</p> <p>諮問の必要性については、審査請求の内容を容認する場合以外は、原則として必要でありまして、本件につきましては、11月26日に同審査会への諮問を行っております。</p>
加 藤 千 春 委 員	<p>この件では審査請求から諮問までに2年余りかかっております。これについて請願書には「放置」という表現がありますが、この件は何か特別な事情があったのでしょうか。</p>
学 校 教 育 課 長	<p>先ほどご説明申し上げました通常の手続きについては遅滞なく進めておりましたが、請願書の「請願の理由」の⑤と⑥に記載があります「要求書」というものが審査請求人から提出されまして、審査請求の手続きを行っている中、この要求書へのどのように対応するか検討に時間を要しております。</p>
加 藤 千 春 委 員	<p>意見ですが、請願の内容については、「即刻、諮問すること」と「教育長の処分」の2つであります。諮問はすでに11月26日になされており、教</p>

	<p>育長については処分に該当する行為が認められないことから、この請願は採択すべきものではないと思います。</p> <p>ただし、特別な事情があったとはいえ、この件では審査請求から諮詢に至るまでに異例の長い期間がかかっているのは事実であります。事務局の皆さんには、正確かつ迅速な事務処理を常に心がけていただくよう要望したいと思います。</p>
中根志保委員	<p>他にご意見、ご質問はございませんか。ないようであれば採決を行います。</p> <p>本請願を採択することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">挙手なし。</p>
	<p style="text-align: center;"><審議の結果、不採択></p> <p style="text-align: center;"><教育長、自席へ戻る></p>
教 育 長	<p>第8号議案 令和4年度県費負担教職員たる校長及び教頭の任免の候補者（案）については人事に関する案件のため、秘密会として取り扱いたいと思いますが、秘密会にすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
教 育 長	<p>全員賛成と認めます。よって、この議案については、瀬戸市教育委員会會議規則第7条の2ただし書きの規定により秘密会とします。</p> <p style="text-align: center;"><関係者以外は一時退席></p> <p style="text-align: center;"><秘密会終了、定例会再開></p>
	<h3>3 その他の議題</h3> <p>教育政策課長から、日程について、説明。</p> <p>学校教育課長から、卒業証書授与式について、来賓を呼ばない旨決定したと説明。</p>
加藤千春委員	<p>前回の定例教育委員会でもお願いをしましたが、菱野団地における公立学校の適正規模・適正配置について、先般の議会で質問があつたと思います。これについて、教育委員会事務局の方で当該議員の反応をどのように受け止めておられるのでしょうか。</p>
教育政策課長	<p>質問された議員は地元の議員の方で、今回の当該校の背景も十分ご理解いただいていると思っております。進捗についても、地元の議員さんですので情報共有しながら進めていきたいと考えております。</p>
加藤千春委員	<p>にじの丘学園の時は、一部の学校では通学が非常に遠距離になるということで、そういうことに反対するようなご意見もあったというように伺っております。現時点において、なにか反対の意見等は出ているのですか。</p>
教育政策課長	<p>保護者の方、PTAの役員の方、地域の方に話をしておりますが、基本的には反対という意見は受けておりません。ただ、意見の中には、例えば特別支援学校の送</p>

迎の時間と小学生の登校の時間が重なってしまうというご意見だったり、駐車場の確保の話などは出ております。

閉会 午後2時37分

教育長

横山 彰

教育長職務代理

中木 ひろ子